

盛岡広域振興局長告示第30号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成20年岩手県告示第741号）で告示した盛岡市玉山区旗井沢特定猟具使用禁止区域の区域の表示を次のとおり変更した。

平成28年4月1日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

変更後の盛岡市玉山区旗井沢特定猟具使用禁止区域の区域の表示 盛岡市白沢地内の電話ケーブル盛岡好摩線251号柱から360号柱まで及び中央A線27号柱から23号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域